

# 能力認証の有無による業務実施方法のイメージ

資料7

＜特定看護師(仮称):能力認証あり＞

＜看護師一般:能力認証なし＞

事前に院内で作成されたプロトコール

院内の安全管理組織における特定行為の実施に係る取決め

医師による包括的指示

(例) 看護師が患者の症状や病態に合わせて処置やケアの実施の判断ができるように、医師が事前にプロトコールやクリティカルパスとして、患者に適した指示を示す

患者の状態変化の把握 (問診・視診・聴診・触診・打診)



判断・一次的評価

看護基礎教育  
+  
臨床経験

能力認証を得るための  
養成課程修了

看護基礎教育  
+  
臨床経験



医師に対する患者の状態報告及び確認

医師による具体的指示

(例) 実施の適切性の判断・時期・内容・方法等

特定行為を実施

医師へ報告

- 事前に作成されたプロトコールに基づいて、患者の状況を把握しながら、適時、一連の業務を実施。(必要時に医師や他の職種に相談)

- 事前に作成されたプロトコールに基づいて、患者の状況を把握しながら、適時、一連の業務を実施。(必要時に医師や他の職種に相談)
- 特定行為を実施する際には、その時点の患者の状態を医師に報告。
- 医師は、報告を踏まえ、看護師個別の能力を勘案しつつ、できる限り詳細に指示(実施の可否、方法等) ※注

※注: 法律上の「具体的な指示」に相当するという意味

# 看護師一般の能力における 院内の安全管理組織における特定行為の実施に係る取決め

## 3. 制度の骨子案

### (2) 業務の実施方法

- (1)の認証を受けていない看護師が特定行為を実施する際には、医療安全の確保の観点から、平時・緊急時のいずれも一定の組織的な安全管理体制等が整備されている状況において、医師の「具体的な指示」(実施の可否や実施方法に関する詳細な指示)を受けることとする。

(第15回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ 座長試案より)

## 取り決め事項の例

### ○ 行為の手順書を整備する

- (例) ・行為を実施できる患者や症例の選定
- ・行為に対する具体的手順(物品・注意事項等)
- ・行為を実施する際の患者への説明と同意(内容・方法)

### ○ 特定行為それぞれに対する講習、技術トレーニング等を受ける

- (例) ・【見学→演習→医師と共に患者への実施】というように、一定の段階を経た看護師一般が医師に認められている場合に限り、具体的指示の下で実施できる

### ○ 直ぐに、医師が対応できる体制を構築する

- (例) ・平常時の役割分担や緊急時対応の手順・責任者を明確化する
- ・患者情報の共有や日常的なコミュニケーションを推進する

### ○ 能力を評価する院内ルールを作成する

- (例) ・看護師に対して、院内限定の臨床能力評価基準を作成する
- ・能力評価した経緯や結果について、記録に残す

参考

# 看護師に対する医師の指示の在り方

## 1. 医師の指示

- 保健師助産師看護師法第37条において、看護師は、医師の指示がなければ、医行為（診療の補助）を実施してはならないこととされている。
- 医事法制においては、医行為（当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするの  
なければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為）について、自身の判断により実施  
することができるのは医師に限定されている。
- しかしながら、看護師も医学的判断及び技術に関連する内容を含んだ専門教育を受け、一定の医学的な  
能力を有していることにかんがみ、一定の医行為（診療の補助）については、その能力の範囲内で実施でき  
るか否かに関する医師の医学的判断を前提として、看護師も実施することができることとされている。
- 上記の医事法制の枠組みを踏まえれば、「医師の指示」は、「医師が、患者の状態や看護師の能力等を  
勘案し、当該看護師の能力の範囲内で実施できるか否かを判断した上で、必要に応じて実施に係る規準等  
を示しつつ、当該看護師に対して実施すべき行為を伝達すること」と解することができ、医師は当該指示が  
適切であったかどうかについて責任を負うこととなる。

## 2. 「具体的な指示」と「包括的指示」

- 医療関係職種の中には、各資格法において、一定の医行為（診療の補助）を行う際に、医師の「具体的な  
指示」を受けなければならないこととされているものがある（※）。この「具体的な指示」は、医行為を実施  
する際に伴う様々な判断（実施の適否や実施方法等）について、指示を受けた者が裁量的に行う必要がない  
よう、できるだけ詳細な内容をもって行われる指示であると解している。

※ 臨床検査技師による採血

臨床工学技士による一部の生命維持管理装置の操作（血液・気体又は薬剤の注入、血液・気体の抜き取り、電気的刺激の負荷）

救急救命士による一部の救急救命処置（乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ・ラリングアルマスク・気管内チューブによる気道確保、エピネフリンの投与） 等

- 一方、「包括的指示」は、保健師助産師看護師法等において直接規定されている概念ではなく、「チーム医療の推進について」（平成22年3月19日チーム医療の推進に関する検討会取りまとめ）において整理されているように、一般的には、看護師が患者の状態に応じて柔軟に対応できるよう、医師が、患者の病態の変化を予測し、その範囲内で看護師が実施すべき行為を一括して指示することと理解されている。前述の「具体的な指示」のような「できるだけ詳細な内容」をもって行うものではないが、1. の「医師の指示」の解釈に沿って運用することが求められる。

※ 「包括的指示」については、診療分野や業務の内容によって理解されているイメージに差異があり、また、各医療機関等において、医療安全の確保や看護師の能力等にかんがみ、異なった方針や考え方の下で運用されているのが実態である。

### 3. 包括的指示を活用する際の留意点

- 「包括的指示」を活用する際には、「チーム医療の推進について」における提言を踏まえ、医療安全の確保の観点から、例えば、以下の点に留意する必要があると考えられる。
  - ・ 「包括的指示」に基づいて対応可能な状態を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること。
  - ・ 医師と看護師との間で「包括的指示」の内容の認識に齟齬が生じないように、原則として、指示内容が標準的プロトコール（具体的な処置・検査・薬剤の使用等及びその判断に関する規準を整理した文書）、クリティカルパス（処置・検査・薬剤の使用等を含めた詳細な診療計画）等の文書で示されていること。
  - ・ 「包括的指示」による処置等が適切に実施されたかどうか事後的に検証できるよう、当該指示に基づく処置等の内容を記録・管理しておくこと。

## (参考) 救急救命士に対する医師の「具体的な指示」の例

### ○救急救命士法（平成3年法律第36号）

（定義）

#### 第二条（略）

2 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいう。

（業務）

第四十三条 救急救命士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

#### 2（略）

（特定行為等の制限）

第四十四条 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

#### 2（略）

厚生労働省令で定める救急救命処置（特定行為）とは・・・

- ①乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液
- ②食道閉鎖式エアウェイ・ラリングアルマスク・気管内チューブによる気道確保
- ③エピネフリンの投与

医師の具体的な指示の例（平成4年3月13日付け厚生省健康政策局指導課長通知より）

- ①について：静脈路確保の適否、静脈路確保の方法、輸液速度等
- ②について：気道確保の方法の選定、（酸素投与を含む）呼吸管理の方法等
- ③について：薬剤の投与量、回数等

医師が具体的な指示を救急救命士に与えるためには、指示を与えるために必要な医療情報が医師に伝わっていること及び医師と救急救命士が常に連携を保っていることが必要である。なお、医師が必要とする医療情報としては、全身状態（血圧、体温を含む。）、心電図、聴診器による呼吸の状況などが考えられる。